

子どもがひきつけを起こしたら

子どもの脳は熱に敏感で、風邪などの熱でもけいれん発作を起こすことがあります。一般に生後6カ月から5歳までに、発熱時(通常は38度以上)に起きるけいれん発作を熱性けいれんと呼びます。熱性けいれんは熱の上がり際に多く、突然意識がなくなり、白目を向いて、身体をそらせるように硬くしたり、手足をガクガク震わせ、顔色が悪くなります。ただし、体の力が抜けて、ボーッと意識がなくなるだけの場合もあります。

子どもがけいれん発作を起こすと保護者の方などもびっくりしますが、大事なことはパニックにならずに落ち着くことです。ほとんどの熱性けいれんは5分以内に自然に止まってきます。まず、倒れたり物にぶつかってけがをしないように、安全な場所に横に寝かせ嘔吐する可能性があるため、顔や体を横向きにして、息がつかまらないようにしましょう。また、5分以上けいれん発作が続く場合を「けいれん重積状態(または、てんかん重積状態)」と呼び、救急車などで病院に搬送する必要がある状態です。

<痙攣(ひきつけ)を起こした場合のポイント>

- ①あわてないこと。
- ②時計で時間を確認。ほとんどのけいれんは5分以内にとまる。
- ③舌をかむ心配はないので口に強引にものを詰め込まない。
- ④吐き気がある場合は吐いたものが気管に入らないように顔を横に向ける。
- ⑤着ているものをゆるめて5分間様子を見る。
- ⑥けいれんが5分を超えたり、半身のけいれん、けいれんを繰り返したりするようなら救急車を呼ぶなどして病院へ急行。

毎月第2日曜日は、さかわ家族防災会議の日

今月のテーマ 家具の転倒防止をしよう!

地震等で家具が転倒することにより、その下敷きになってけがをしたり、室内に物が散乱して早急な避難の妨げになったりする恐れがあります。家具を転倒防止器具で固定するなど、安全対策をしましょう。町では金具等の取り付け作業に係る費用を負担する制度がありますのでご利用ください。金具等の取り付け作業に係る費用負担制度の問い合わせ、申込先は下記までお願いします。

☎・申込先 総務課 危機管理対策室 電話 22-7700 / 防災行政無線確認ダイヤル 0120-331-259

広告

循環器内科・外科・整形外科

高血圧、不整脈などはもちろん、生活習慣病など幅広く診察します

田村カルディオクリニック (旧田村外科)いの町波川 R33 沿い

循環器専門医 ☎088-893-5712 水曜午後外科休診 金曜午後循環器内科休診

田村親史郎 茅ヶ崎徳洲会病院 聖路加国際病院ハートセンター 高知大学医学部附属病院等で研鑽を積み実家医院に戻りました。病気を抱えながらも、安心して健やかな日々を過ごせるようお手伝い致します。



交通安全協会からのお知らせ



交通安全協会佐川支部・佐川警察署 電話 22-0110
※交通安全協会は皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願いします。

高齢者交通事故防止キャンペーン実施中!!

～令和2年9月1日から12月31日～

高齢者へのお願い!

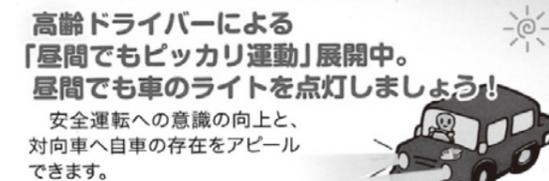
夜間は明るい服装や反射材の着用など、相手から目立つ服装を!

反射材を着用することで、ドライバーは2倍以上の手前から視認が可能で



交差点では、特に左右と周りの状況の確認を!

高齢者の交通事故の半数以上が、交差点やその付近で発生しています。



高齢ドライバーによる「昼間でもピッカリ運動」展開中。昼間でも車のライトを点灯しましょう!

安全運転への意識の向上と、対向車へ自車の存在をアピールできます。

もし交通事故に遭い、お困りの場合は...

高知県では、無料で利用できる「交通事故相談所」を設置しています。お困りの場合は、ぜひお早めにお電話ください。

場所: 県庁本庁舎4階(高知市丸ノ内1-2-20)

電話: 088-823-9578

受付時間: 平日の9:00~12:00と13:00~16:00 (土・日・祝、年末年始は休みです。)

「年間500円(×有効年)」で会員へ!
今月の「加盟店」ピックアップ紹介

KOKUZO
オート



～車検基本料金から1,000円引き～

佐川町加茂 3240-2
電話 22-7003

地域安全アドバイス

高吾北地区地域安全協会事務局 電話 22-0560 (佐川警察署 刑事生活安全課内)

悪質商法の1つ訪問買い取り(押し買い)の手口

◆手口について

「不要品を買い取る」や「いらぬ服や靴はないか」などと電話で勧誘して消費者宅を訪問し、実際には消費者が売ろうとしていたものではなく、宝石や貴金属などを強引に買い取っていく手口です。

◆トラブルを防ぐポイント

- ①安易に家の中に業者を入れない。
事前連絡もなく突然訪問してきた買い取り業者は家に入れないうでください。突然の訪問で買い取りの勧誘をすることは禁止されています。もし、入ってこられそうなら「入らないでください」と言いましょう。
- ②事前に買い取りを承諾した物以外の売却はやめましよう。
当初の話とは別の物品の売却を求めることは禁止されています。もし聞かれたらきちんとしておきましょう。
- ③事業者には紛失・売却されてしまうリスクを避けるため、契約後8日間(クーリング・オフ期間中)は物品を手元に置いておきましょう。
- ④貴金属はむやみに見せない、触らせないようにしましょう。

